

令和 6 年度

地域整備方向検討調査

会津宮川二期地域概略整備構想策定業務

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1－1 条

令和 6 年度 地域整備方向検討調査 会津宮川二期地域概略整備構想策定業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1－2 条

本業務は、会津宮川二期地域における用排水・反復水利用可能量等の実態調査、受益面積・営農課題の把握等を実施するものである。

(場 所)

第 1－3 条

この業務において対象とする実施場所は、福島県大沼郡会津美里町及び河沼郡会津坂下町地内で別紙-1 位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第 1－4 条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第 1－5 条

- 業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。
- (1) 作業の実施順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
 - (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－6 条

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		農業－農村地域・資源計画
		農業－農村地域計画
	農業	農業土木
		農業農村工学
		農業－農村地域・資源計画
		農業－農村地域計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第 1－7 条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		農業－農村地域・資源計画
		農業－農村地域計画
	農業	農業土木
		農業農村工学
		農業－農村地域・資源計画
		農業－農村地域計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 作業着手前段階
- 2) 用排水・反復実態調査段階
- 3) 用排水・反復水量調査段階
- 4) 用排水・反復施設等検討段階
- 5) 報告書原稿作成段階
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に準じて実施するものとする。

なお、照査項目については、監督職員の承諾を得るものとする。

また、本業務による照査は、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条、第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

（前歴事業の地区概要）

第2-1条

対象地区の前歴事業として実施された「国営会津宮川農業水利事業」の概要は次のとおりである。

国営会津宮川農業水利事業（S55～H16）

受益面積：4,355ha（水田 3,596ha、畑 759ha）

主要水利権施設

＜国営施設＞

新宮川ダム、宮川頭首工、佐賀瀬頭首工、高橋頭首工

＜県営施設＞

宮川防災ダム、二岐防災ダム

＜改良区施設＞

三貫頭首工、佐布川頭首工、牛川頭首工、

三五田頭首工、栗村頭首工、雀林頭首工

（作業条件）

第2-2条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- （1）作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- （2）本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

（参考図書）

第2-3条

作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

（貸与資料等）

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量
1	会津宮川地区事業誌	1式
2	事業成績書（会津宮川（一期）、（二期）地区）	1式
3	平成28年度 広域農業基盤整備管理調査 会津宮川地区水利用計画検討その他業務	1式
4	令和元年度 広域農業基盤整備管理調査 会津宮川地区更新計画基礎資料作成業務	1式
5	令和2年度 広域農業基盤整備管理調査 会津宮川地区用水計画検討業務	1式
6	令和3年度 広域農業基盤整備管理調査 会津宮川地区事業構想検討業務	1式
7	令和3年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 会津宮川地区水利権変更調査検討業務	1式

8	令和4年度 地域整備方向検討調査 会津宮川二期地域整備検討業務	1式
9	令和4年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 会津宮川地区水利権変更図書作成業務	1式
10	令和4年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 会津宮川地区（宮川・寥川）流量調査等業務	1式
11	令和4年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 会津宮川地区（藤川）流量調査等業務	1式

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2-5条

第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、作業時点の最新版を用いるものとし、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

また、詳細は別紙-2【作業項目内訳表】に示すものとする。

作業項目表

（設計）

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業		
1-1. 既存資料の把握	1式	
1-2. 現地踏査	1式	
1-3. 作業計画の樹立	1式	
2. 用排水・反復系統調査		
2-1. 用排水・反復計画系統整理	1式	
2-2. 用排水・反復実態調査	1式	
2-3. 用排水・反復利用可能量の整理	1式	
2-4. 用排水・反復施設等の検討	1式	
3. 受益面積調査		
3-1. 地理情報システム（GIS）の補足	1式	
4. 営農調査	1式	
4-1. 営農課題の把握	1式	
4-2. 営農課題の整理	1式	
4-3. 土地利用計画素案の作成	1式	
5. 用水量調査結果の整理		
5-1. 水田用水量調査結果の整理	1式	
6. 照査	1式	
7. 点検とりまとめ	1式	

作業項目表

(測量)

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 用排水・反復系統調査		
1-1. 用排水・反復水量調査	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条

設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書並びに貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 関係機関からの聞き取り等が必要な場合は、事前に監督職員と調整を行うものとする。
- (5) 貸与資料、データ整理結果等の扱いについて、個人情報を含む場合には、プライバシーを保護し、業務履行期限後速やかにデータ等を裁断処分する。
- (6) 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

- (7) 水田用水量調査結果の整理における耕作者による水管理作業状況の記録等に必要な経費は、受注者が耕作者に支払うものとする。
- (8) 水田用水量調査結果の整理において、水管理作業状況の記録等を行う耕作者は、監督職員が選任し、受注者に指示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回打合せには、管理技術者が出席するものとする。

なお、打合せ場所は、阿武隈土地改良調査管理事務所とし、打合せ時期及び回数については、次の段階で行うものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（用排水・反復実態調査段階）

第3回 中間打合せ（用排水・反復水量調査段階）

第4回 中間打合せ（用排水・反復施設等検討段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部提出す

るものとする。

- (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38-7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 第8-1条に示す「情報共有システム」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 作業内容に変更が生じた場合。
- (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (8) その他

第7章 業務の成果品質確保対策

(業務の成果品質確保対策)

第7-1条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の作業方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農林水産省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員(主催)、監督員等が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。

- ① 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- a) 作業条件・前提条件
- b) 業務計画の妥当性
- c) スケジュール
- d) 設計変更内容
- e) その他

- ② 会議の開催(事務所側の出席者等)については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員(主催)、監督員等

が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、作業条件や施工の留意点、関連事業の情報、作業方針の明確化等について情報共有を図る。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については、受注者が速やかに業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第8章 定めなき事項

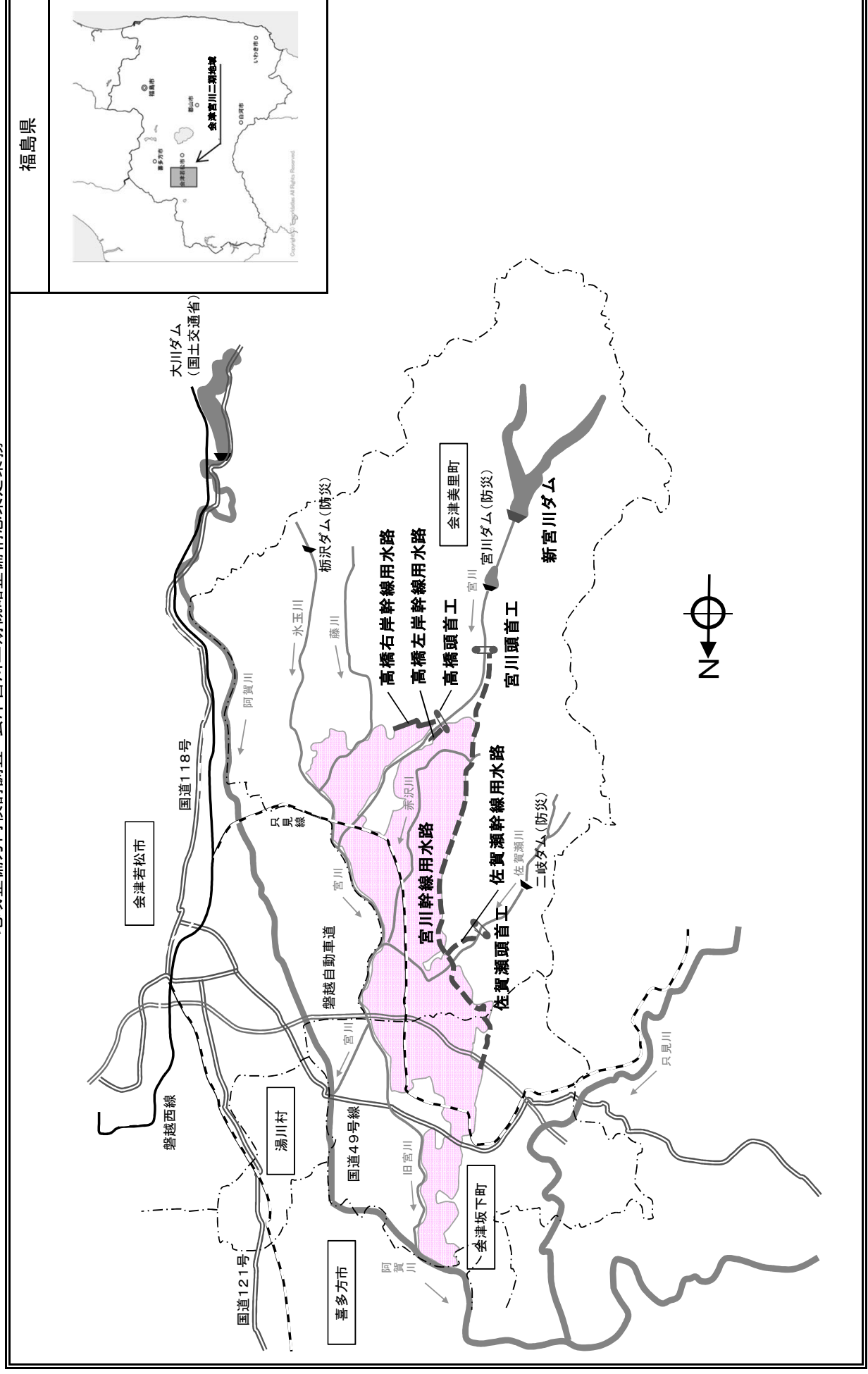
(定めなき事項)

第8－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙-1 位置図

地域整備方向検討調査 会津宮川二期概略整備構想策定業務



作業項目、作業内容及び作業数量

別紙-2

【設計業務】			
作業項目	作業内容	内・外業	数 量
1. 準備作業			
1-1. 既存資料の把握	貸与資料を整理し、内容を把握する。	内業	一式
1-2. 現地踏査	現地調査及び必要に応じ関係機関からの聞き取り調査、資料収集を行う。	外業	一式
1-3. 作業計画の樹立	1-1. 及び1-2. を基に作業計画を樹立する。	内業	一式
2. 用排水・反復系統調査			
2-1. 用排水・反復計画系統整理	貸与資料、河川協議資料及び前歴事業計画を基に本地区全域（幹線から末端まで）の用排水反復利用計画を整理する。	内業	一式
2-2. 用排水・反復実態調査	用排水・反復計画系統整理を基に現状の反復機場の設置状況や用排水系統を把握するために必要な現地踏査及び必要に応じ関係機関から聞き取り調査を行う。	外業	一式
2-3. 用排水・反復利用可能量の整理	用排水・反復水量調査結果に基づき、調査毎の反復利用可能量を算定する。また、河川協議資料の反復利用可能量との対比を行う。（かんがい期3回の調査毎に整理）	内業	一式
2-4. 用排水・反復施設等の検討	用排水・反復水量調査結果及び用排水・反復利用可能量の整理に基づき、水の有効利用の面から課題、今後の対応方針等を整理する。	内業	一式
3. 受益面積調査			
3-1. 地理情報システム（GIS）の補足	昨年度業務で整理した不適合結果について精査のうえ筆の属性情報及び地番図を更新する。なお、過年度業務のGISの筆数は48,000筆程度（地域外を含む）で、このうち1％程度の補足を想定している。なお、作業にあたって追加が必要となる公図や関係市町が所有するデータは、発注者が提供する。	内業	一式
4. 営農調査			
4-1. 営農課題の把握	営農計画作成に向けて、過年度調査結果及び関係町、JA及び地区内の代表的な農家又は法人（2戸（法人）程度）に聞き取り調査を実施し、地域営農に係る課題を把握する。	外業	一式
4-2. 営農課題の整理	4-1. で把握した地域営農の課題と、課題に関する統計データ等の整理を行う。	内業	一式
4-3. 土地利用計画素案の作成	発注者が提供する、地元営農推進連絡会で検討した振興方針と振興作物を基に、土地利用計画（素案）を作成する。	内業	一式
5. 用水量調査結果の整理			
5-1. 水田用水量調査結果の整理	発注者が実施する代かき用水量及び普通期減水深の調査結果について、整理、とりまとめを行う。 なお、普通期減水深の調査結果は、耕作者による水管理作業状況等の記録を踏まえ、整理、とりまとめを行うものとする。 調査結果の提供時期は、秋頃を予定している。 令和6年度：代かき用水量調査及び普通期減水深調査 代かき期2カ所、普通期7カ所（計9カ所）	内業	一式
6. 照査	照査計画に基づき、業務の筋目毎に照査を実施し、照査報告書を作成する。	内業	一式
7. 点検とりまとめ	成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	内業	一式

【測量業務】			
作業項目	作業内容	内・外業	数 量
1. 用排水・反復系統調査			
1-1. 用排水・反復水量調査	用排水・反復計画系統整理を基に反復利用計画上の用水ブロックに係る現状の反復利用可能量を把握するための流量観測を行う。 観測位置は、ブロック当たり1箇所程度を選定する。また、現行の河川協議資料と整合を図り、かんがい期に3回調査を実施する。 観測方法は、流速計測法を基本とする。	外業	一式